

札幌市職員の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例案

平成 29 年（2017 年）2 月 21 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市職員の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

（札幌市職員の勤務条件に関する条例の一部改正）

第 1 条 札幌市職員の勤務条件に関する条例（平成 6 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 8 条第 1 項中「の子」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同条第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。)」を「要介護者」に改め、「第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、」を「要介護者（第 15 条第 1 項に規定する要介護者をいう。次項及び第 3 項において同じ。）のある職員が、当該要介護者を介護」と、」に改め、「における」と、」の次に「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあり、及び」を、「職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と」の次に「、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と」を加える。
- (2) 第 11 条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。
- (3) 第 15 条第 1 項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月

を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

(4) 第15条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

(5) 第16条第2項中「前条第3項」を「第15条第3項」に改める。

(6) 第17条の見出しを「(病気休暇等の承認)」に改め、同条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

（札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 札幌市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第55号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第3号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(2) 第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「の1歳到達日(」を「が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(」に改める。

(3) 第2条の3を第2条の4とする。

- (4) 第2条の2第3号中「が1歳6か月に達する日」を「の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

- (5) 第3条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

- (6) 第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (7) 第11条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (8) 第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。
  - (2) 育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (9) 第23条第2項中「として特別休暇を与えられている職員」を「としての特別休暇又は勤務条件条例第15条の2第1項（教育勤務条件条例第2条第1項において準用する場合を含む。）に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）」に改め、「係る時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

（札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第14条第2項中「の子」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。）」を加え、「又は介護休暇」を「、介護休暇」に、「配偶者、」を「要介護者（配偶者、）」に改め、「もの」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者を介護するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）」を加える。
- (2) 第16条中「（平成3年法律第110号）」を削る。

（札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例

第53号)の一部を次のように改正する。

(1) 第16条第2項中「の子」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する子をいう。)」を加え、「又は介護休暇」を「、介護休暇」に、「配偶者、」を「要介護者(配偶者、)」に改め、「もの」の次に「をいう。以下この項において同じ。)」を、「休暇をいう。)」の次に「又は介護時間(当該職員が要介護者を介護するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。))について勤務しないことをいう。)」を加える。

(2) 第18条中「(平成3年法律第110号)」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の札幌市職員の勤務条件に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この項において「初日」という。)から起算して6か月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の札幌市職員の勤務条件に関する条例(以下「改正後の勤務条件条例」という。)第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6か月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

3 平成29年1月1日から同年3月31日までの間に市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条又は県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成28年条例第52号。以下この項において「整備条例」という。)第1条第1号の規定による廃止前の札幌市立高等学校等の職員に係る給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和27年条例第54号)第3条において準用し、又は読み替えて準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21

号) 第 18 条の規定に基づく承認を受けた介護休暇 (整備条例附則第 3 条第 7 項の規定により任命権者が承認したものとみなされるものを除く。)については、改正後の勤務条件条例第 17 条の規定に基づき任命権者が承認したものとみなす。

4 平成 29 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 61 条第 3 2 項において準用する同条第 29 項の規定による承認を受けた勤務しないことができる時間その他任命権者がこれに準ずると認めるものについては、改正後の勤務条件条例第 17 条の規定に基づき任命権者が承認したものとみなす。

(理 由)

地方公務員の育児休業等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、介護休暇を 3 回まで分割取得することを可能とするとともに、介護のため勤務しないことができる介護時間を新設するほか、育児休業の対象となる子の範囲を拡大する等のため、本案を提出する。